プロジェクト　排出量取引制度に係る会計上の取扱い

項目　制度のスケジュール

本資料の目的

1. 本資料では、制度のスケジュール上、償却日において 2 年度分の無償割当の排出枠[1]を保有している点が明らかとなったため、スケジュールの全体像を改めてお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 569 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 3 日開催）及び第 175 回実務対応専門委員会（2026 年 2 月 2 日開催）（以下合わせて「第 569 回企業会計基準委員会等」という。）では、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づく排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）における制度対象事業者[2]が保有する排出枠及び負債の会計処理について事務局の分析及び提案をお示しした。

3. 2026 年 3 月 30 日に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則」（令和 6 年経済産業省令第 3 号）（以下「GX 推進法施行規則」という。）の改正により、制度対象事業者による届出の時期及び国からの割当等の時期についても示されたことから、GX 推進法に基づく排出量取引制度のスケジュールの全体像が把握できることとなった。

制度のスケジュール

4. GX 推進法に基づく排出量取引制度のスケジュールは、次のとおりである。

[1] 本資料において「排出枠」とは、GX 推進法に基づく排出量取引制度の脱炭素成長型投資事業者排出枠（GX 推進法第 32 条第 1 項）を指すものとする。

[2] 事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量が 10 万トン以上である事業者が GX 推進法に基づく排出量取引制度の義務の対象者となる（GX 推進法第 33 条第 1 項及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和 5 年政令第 379 号）第 2 条）。

(1) 割当年度は、制度対象事業者の決算月にかかわらず毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである（GX 推進法第 33 条第 1 項）。

(2) 制度対象事業者は、毎年 9 月末日までに当割当年度の排出目標量等を国に届け出なければならない（GX 推進法第 33 条第 1 項及び GX 推進法施行規則第 10 条第 1 項）。

(3) 国は、上記(2)の届出に係る排出目標量を基礎として、当該届出をした制度対象事業者に対して当該届出のあった年度の 11 月末日に排出枠を無償で割り当てる（GX 推進法第 34 条第 1 項及び GX 推進法施行規則第 15 条）。

(4) 制度対象事業者は、割当年度の翌年度の 9 月末日までに当該割当年度の排出実績量等を国に報告しなければならない（GX 推進法第 35 条第 1 項及び GX 推進法施行規則第 16 条第 1 項）。

(5) 国は、上記(4)の報告をした制度対象事業者に対して当該報告のあった年度の 11 月末日に排出実績量に相当する排出枠の量を通知する（GX 推進法第 36 条第 1 項及び GX 推進法施行規則第 21 条）。

(6) 制度対象事業者は、上記(5)の通知された量の排出枠を割当年度の翌年度の 1 月 31 日に排出枠口座簿の法人等保有口座において保有しなければならない（GX 推進法第 36 条第 3 項）。

(7) 国は、割当年度の翌年度の 1 月 31 日に、制度対象事業者に対して通知した量の排出枠を償却[3]する（GX 推進法第 37 条第 1 項）。

(8) 国は、割当年度の翌年度の 2 月 1 日以後に、通知された量の排出枠の償却を受けていない制度対象事業者から未償却相当負担金[4]を徴収する（GX 推進法第 41 条）。

5. 前項に記載した制度のスケジュール上、当年度の償却日（翌年度の 1 月 31 日）より前に翌年度の割当日（翌年度の 11 月 30 日）が到来し、かつ翌年度に割り当てられた排出枠は年度の制限なく保有義務に充当可能であるため、制度対象事業者は、当年度の償却日において 2 年度分の無償割当の排出枠を保有することとなる。

6. したがって、各年度の排出実績量と排出目標量（当年度に無償で割り当てられた排出枠の量）を比較した場合、単年度ごとで実績が目標を上回ったとしても、償却日時点で保有

[3] 償却とは、排出枠口座簿における制度対象事業者の法人等保有口座において保有する排出枠の量の範囲内で、排出枠についての減少の記録をすることにより、当該排出枠を消滅させることをいう（GX 推進法第 37 条第 1 項）。

[4] 未償却相当負担金は国が徴収する金銭で、通知された量の排出枠のうちその償却されていない量に参考上限取引価格を乗じて得た額に 1.1 を乗じて得た額として算定される（GX 推進法第 41 条）。

している無償割当の排出枠（2 年度分）を制限なく充当できるため、実質的に追加の経済的資源の流出が生じる時点は保有する無償割当の排出枠（2 年度分）に不足が生じるようになってからとなる。

（図）GX 推進法に基づく排出量取引制度の複数年度のスケジュール

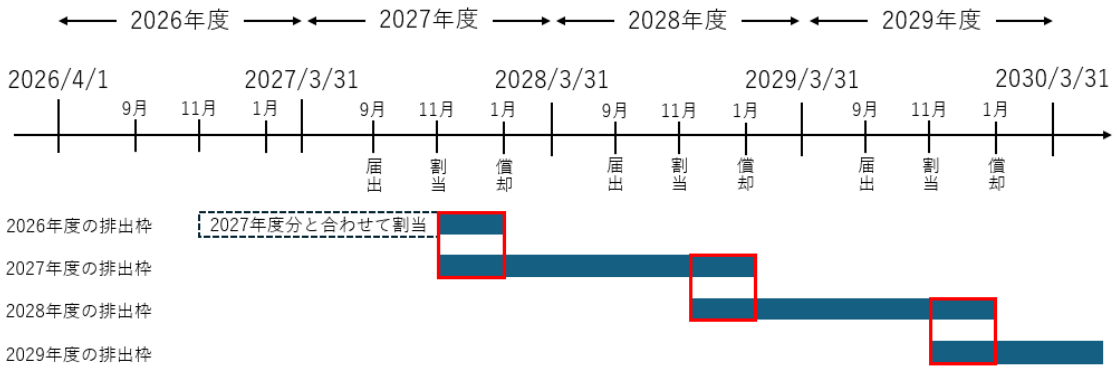

（GX 推進法施行規則に基づき ASBJ 事務局作成）

※当年度の報告と翌年度の届出はいずれも 9 月末締切りであり、当年度の通知と翌年度の割当はいずれも 11 月末に行われる。

ディスカッション･ポイント
本資料でお示しした GX 推進法に基づく排出量取引制度のスケジュールについて、ご質問があれば伺いたい。

以　上